## 個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(当組合を含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで、 個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保 険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずし も被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険 者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取 り扱ってよいこととされています。当組合では、以下の事項につき、その趣旨に該当するものといたしま す。

- (1) 本人の申請に基づかず給付する高額療養費を事業主経由で行うこと。
- (2) 本人の申請に基づかず給付する補助金等を事業主経由で行うこと。
- (3) 医療費通知を世帯まとめて被保険者に行うこと。
- (4) 給付金の決定に際し、医師等に照会を行うこと。

製紙工業健康保険組合

総務課 ☎0545-53-1444

受付時間 8:30~17: 00

(土曜、日曜、祝日、夏季休暇、年末年始を除く)